

課一・資・総 加藤

大分類	共通（法令・通達）
中分類	指示及び指示関係書類
保存年限等	暦 2030年12月末

本配付基準
共通ライブラリ

資 産
東局課一資1-96
令和2年7月1日
基礎通達
令2.6.30付
課資1-47

各 税 務 署 長 殿

東 京 国 税 局 長（官印省略）

相続税申告書等の共同提出者の一人から開示請求が
あった場合の開示の対象となる範囲について（指示）

標題のことについては、別添のとおり国税庁から指示があったので、今後はこれによら
れたい。

各 国 税 局 課 税 (第 一) 部 長
沖 縄 国 税 事 務 所 次 長 殿

国 税 庁 資 産 課 税 課 長

相 続 税 申 告 書 等 の 共 同 提 出 者 の 一 人 か ら 開 示 請 求 が あ っ た 場 合
の 開 示 の 対 象 と な る 範 囲 に つ い て (指 示)

相 続 税 法 第 27 条 第 5 項 の 規 定 に 基 づ く 相 続 税 の 申 告 書 (別 紙 に 掲 げ る も の を い う 。 以 下 同 じ 。) 及 び そ の 添 付 書 類 (以 下 、 こ れ ら を 併 せ て 「 相 続 税 申 告 書 等 」 と い う 。) の 共 同 提 出 者 の 一 人 か ら 、 相 続 税 申 告 書 等 に つ い て 、 行 政 機 関 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 第 12 条 の 規 定 に 基 づ く 開 示 請 求 (以 下 「 開 示 請 求 」 と い う 。) が あ っ た 場 合 の 開 示 の 対 象 と な る 範 囲 を 下 記 の と お り と り ま と め た の で 、 今 後 は こ れ に よ ら れ たい 。

な お 、 開 示 の 対 象 と な る 範 囲 に 疑 義 が あ る 場 合 に は 、 国 税 庁 資 産 課 税 課 総 務 係 ま で 連 絡 さ れ たい 。

ま た 、 本 件 指 示 は 、 共 同 提 出 さ れ た 相 続 税 申 告 書 等 に つ い て 、 共 同 提 出 者 の 一 人 か ら 開 示 請 求 が あ っ た 場 合 の 開 示 の 対 象 と な る 範 囲 を 示 し た も の で あ り 、 共 同 提 出 者 以 外 の 者 (同 一 の 被 相 続 人 に 係 る 相 続 税 申 告 書 等 が 複 数 提 出 さ れ て い る 場 合 の 他 の グ ル ー プ の 者 な ど) か ら 開 示 請 求 が あ っ た 場 合 は 、 本 件 指 示 の 対 象 と な ら ない こ と に 留 意 さ れ たい 。

(趣 旨)

相 続 税 の 申 告 書 に つ い て 、 追 加 ・ 変 更 さ れ た 様 式 を 踏 ま え 、 開 示 の 対 象 と な る 範 囲 の 見 直 し を 行 っ た も の で あ る 。

記

1 相続税の申告書の開示の対象となる範囲

相続税の申告書の開示の対象となる範囲は、以下のとおりとする。

なお、相続税の申告書の各表のうち、印刷された固定の様式部分（当該様式部分であっても保有個人情報と一体となる部分を除く。）及び空欄部分（当該空欄部分であっても保有個人情報の対象となる部分を除く。）については全て開示することに留意する。

(1) 第1表及び第1表（続）

次に掲げる各欄等。

- イ 提出先税務署長名及び提出年月日欄
- ロ 「相続開始年月日」欄
- ハ 被相続人の「氏名」、「生年月日」、「住所」及び「職業」の各欄
- ニ 「各人の合計」の「※整理番号」欄を除く各欄
- ホ 開示請求者に係る「財産を取得した人」の各欄（「※整理番号」欄及び「※申告期限延長日」欄を含む。）
- ヘ 「作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号」欄（書面添付の有無のチェック欄を含む。）
- ト 税務署受付印の印影部分
- チ 「※税務署整理欄」の各欄（開示請求者以外の「補完番号」欄を除く。）

(2) 第1表の付表1

次に掲げる各欄等。

- イ 「被相続人」欄
- ロ 「1 死亡した者の住所・氏名等」から「4 限定承認の有無」までの各欄（「5 相続人等に関する事項」に記載がある者からの開示請求の場合に限る。ハにおいて同じ。）
- ハ 「5 相続人等に関する事項」及び「6 税額」の開示請求者に係る各欄（「※整理欄」及び「(9) 各人の(8)の合計」欄を含む。）
- ニ 税務署受付印の印影部分
- ホ 「税務署整理欄」の開示請求者に係る各欄

(3) 第1表の付表2

次に掲げる各欄。

- イ 「被相続人」欄
- ロ 開示請求者に係る各欄

(4) 第 8 の 2 表の付表 1

次に掲げる各欄。

- イ 「被相続人」欄
- ロ 「経営承継相続人等」欄
- ハ 「1 対象非上場株式等に係る会社」から「3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」までの各欄
- ニ 「4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」及び「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄の各欄（「経営承継相続人等」欄に氏名の記載がある者からの開示請求の場合に限る。）
- ホ 「※税務署整理欄」の「法人管轄署番号」欄を除く各欄

(5) 第 8 の 2 表の付表 2

次に掲げる各欄。

- イ 「被相続人」欄
- ロ 「経営承継相続人等」欄
- ハ 「1 対象非上場株式等に係る会社」から「3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」までの各欄
- ニ 「4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」及び「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄の各欄（「経営承継相続人等」欄に氏名の記載がある者からの開示請求の場合に限る。）
- ホ 「6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 108 号）附則第 43 条第 1 項第 3 号の同意」欄の各欄
- ヘ 「※税務署整理欄」の「法人管轄署番号」欄を除く各欄

(6) 第 8 の 2 表の付表 3

次に掲げる各欄。

- イ 「被相続人」欄
- ロ 「経営相続承継受贈者」欄
- ハ 「1 対象相続非上場株式等に係る会社」から「3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」までの各欄
- ニ 「4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」及び「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄の各欄（「経営相続承継受贈者」欄に氏名の記載がある者からの開示請求の場合に限る。）

る事項」欄の各欄（「経営相続承継受贈者」欄に氏名の記載がある者からの開示請求の場合に限る。）

ホ 「※税務署整理欄」の「法人管轄署番号」欄を除く各欄

(7) 第8の2の2表の付表1

次に掲げる各欄。

イ 「被相続人」欄

ロ 「特例経営承継相続人等」欄

ハ 「1 特例対象非上場株式等に係る会社」及び「2 特例対象非上場株式等の明細」欄の各欄

ニ 「3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」及び「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄の各欄（「特例経営承継相続人等」欄に氏名の記載がある者からの開示請求の場合に限る。）

ホ 「※税務署整理欄」の「法人管轄署番号」欄を除く各欄

(8) 第8の2の2表の付表2

次に掲げる各欄。

イ 「被相続人」欄

ロ 「特例経営相続承継受贈者」欄

ハ 「1 特例対象相続非上場株式等に係る会社」及び「2 特例対象相続非上場株式等の明細」欄の各欄

ニ 「3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」欄の各欄（「特例経営相続承継受贈者」欄に氏名の記載がある者からの開示請求の場合に限る。）

ホ 「※税務署整理欄」の「法人管轄署番号」欄を除く各欄

(9) 第8の4表の付表

「※税務署整理欄」の「法人管轄署番号」欄を除く各欄

(10) 第8の8表

次に掲げる各欄。

イ 「被相続人」欄

ロ 開示請求者に係る各欄

ハ 「※税務署整理欄」の各欄

(11) 第15表及び第15表(続)

次に掲げる各欄。

イ 「被相続人」欄

ロ 「各人の合計」の「※整理番号」欄を除く各欄

ハ 開示請求者に係る各欄(「※整理番号」欄を含む。)

ニ 「※税務署整理欄」の各欄

(12) (1)から(11)まで以外の相続税の申告書の各表

全て。

2 添付書類の開示の対象となる範囲

主な添付書類の開示の対象となる範囲は、以下のとおりとする。

なお、これらの添付書類上に印影がある場合、当該印影の開示の可否は、(11)を除き、下記3による。

(1) 相続財産に関する書類

開示の対象となる範囲は次に掲げる場合ごとに、それぞれに掲げるところによる。

イ 相続人(相続を放棄した者を除く。以下同じ。)又は包括受遺者から開示請求があった場合

相続税の申告書に添付された相続財産に関する書類のうち、特定受遺者が遺贈により取得した相続財産に関する書類を除いた書類の全て。

ロ 特定受遺者から開示請求があった場合

相続税の申告書に添付された相続財産に関する書類のうち、当該特定受遺者が遺贈により取得した相続財産に関する書類の全て。

(注) 1 相続人又は包括受遺者から開示請求があった場合には、相続又は遺贈による相続財産の取得の有無に関わらず相続税の申告書に添付された相続財産(特定遺贈に係る相続財産を除く。)に関する書類の全てを開示することに留意する。

2 相続財産に関する書類には、例えば、債務に関する書類や「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」など相続税の申告書を作成する上で作成された書類も含む(相続財産の評価の利用区分を証するために添付された書類(被相続人が生前に締結した賃貸借契約書など)を含む。)ことに留意する。

3 相続財産に関する書類のうち、次の4の相続開始前後の情報が含まれて

いる場合は、当該情報が記載された部分は開示の対象とならないことに留意する。

ただし、当該書類に係る相続財産を相続又は遺贈により取得した者から開示請求があった場合はこの限りでない。

- 4 相続開始前後の情報とは、例えば、相続財産である預貯金に係る通帳の写しに記載された相続開始前後の入出金の情報などをいう。ただし、例えば、不動産の登記事項証明書など当該相続開始前後の情報が一般に知ることができるものは含まない。

(2) 葬式費用に関する書類

全て。

ただし、相続人以外の者から開示請求があった場合には、当該者が負担した葬式費用に関する書類に限る。

(注) 相続人から開示請求があった場合には、葬式費用の負担の有無に関わらず相続税の申告書に添付された葬式費用に関する書類の全てを開示することに留意する。

(3) みなし相続財産に関する書類

相続税の申告書に添付された相続税法の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる財産（以下「みなし相続財産」という。）に関する書類のうち、開示請求者が取得したみなし相続財産に関する書類の全て。

(4) 贈与税の申告書の写し

全て。

ただし、相続税法第 19 条、第 21 条の 15 及び第 21 条の 16 の規定に基づき、相続税の課税価格に加算されているものに限る。

(5) 租税特別措置法第 70 条の規定の適用に当たって添付を要する書類

全て。

(6) 税額控除又は納税猶予に関する書類

相続税の申告書に添付された税額控除又は納税猶予に関する書類のうち、開示請求者に係る税額控除又は納税猶予に関する書類の全て。

(注) 相続税の申告書第 8 の 2 表の付表 1 及び付表 2 のそれぞれの「5 会社が現

物出資又は贈与により取得した資産の明細書」並びに第8の2の2表の付表1の「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の部分は、上記の納税猶予に関する書類に該当することに留意する。

(7) 被相続人の戸籍謄本及び除籍謄本
全て。

(8) 相続人の戸籍謄本（抄本）
全て。

(9) 印鑑証明書

イ 相続税の申告における特例等の適用を受けるために法令に基づき提出された場合
全て。

ロ 上記以外の場合

開示請求者に係るもの（戸籍謄本などにより開示請求者が証明されたものに限る。）の全て。

(10) 戸籍の附票及び住民票の写し

相続税の申告書に添付された相続人の戸籍の附票及び住民票の写しのうち、開示請求者に係るもの（戸籍謄本などにより開示請求者が証明されたものに限る。）の全て。

(11) 遺産分割協議書の写し

全て。

ただし、当該遺産分割協議書の写しに開示請求者の署名がない場合には、開示の対象とならない。

(注) 遺産分割協議書の写しを開示する場合には、当該写し上の印影も含め、全て開示することに留意する。

(12) 遺言書の写し

全て。

ただし、相続人以外の者で遺言書の写しに氏名の記載のない者から開示請求があった場合には開示の対象とならない。

(注) 当該遺言書の写しに開示請求者の氏名の記載がない場合であっても、当該開示請求者が相続人であるときは、当該遺言書の写しの全てを開示することに留

意する。

(13) 税務代理権限証書

相続税の申告書に添付された税務代理権限証書のうち、開示請求者（これらの証書の「依頼者」欄に記載された者に限る。）に係るものの全て。

(14) 税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面及び税理士法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面

全て。

ただし、当該添付書面を共同相続人毎に提出している場合は、開示請求者に係るものに限る。

(15) 相続税の申告のためのチェックシート（資 4-81-1～4-A4 統一）

全て。

3 添付書類上の印影の開示の可否

添付書類上の印影の開示の可否については、次のとおりとする。

(1) 開示請求者に係る印影

開示の対象となる。

(2) 開示請求者以外の者に係る印影

開示の対象とならない。

ただし、各種証明書、請求書及び領収書上の印影は開示の対象となる。

(注) 開示の対象となる印影は、例えば、官公庁の印影、金融機関（銀行、証券会社、保険会社など）の印影、測量図上の印影、葬式費用に係る領収書上の印影などが該当する。

(別紙)

- 1 第1表 (平成31年1月分以降用)
- 2 第1表 (続) (平成31年1月分以降用)
- 3 第1表の付表1 (令和2年分以降用)
- 4 第1表の付表2 (平成31年1月分以降用)
- 5 第1表の付表3 (令和元年10月分以降用)
- 6 第1表の付表4 (令和元年10月分以降用)
- 7 第1表の付表5 (平成31年1月分以降用)
- 8 第1表の付表5 (別表1) (平成30年4月分以降用)
- 9 第1表の付表5 (別表2) (平成30年4月分以降用)
- 10 第2表 (平成27年分以降用)
- 11 第3表 (平成26年分以降用)
- 12 第4表 (平成31年1月分以降用)
- 13 第4表の付表 (平成31年1月分以降用)
- 14 第4表の2 (平成31年1月分以降用)
- 15 第5表 (平成21年4月分以降用)
- 16 第6表 (平成27年分以降用)
- 17 第7表 (平成21年4月分以降用)
- 18 第8表 (平成31年1月分以降用)
- 19 第8の2表 (平成31年1月分以降用)
- 20 第8の2表の付表1 (平成31年1月分以降用)
- 21 第8の2表の付表2 (平成31年1月分以降用)
- 22 第8の2表の付表3 (平成31年1月分以降用)
- 23 第8の2表の付表4 (平成31年1月分以降用)
- 24 第8の2の2表 (平成31年1月分以降用)
- 25 第8の2の2表の付表1 (平成31年1月分以降用)
- 26 第8の2の2表の付表2 (平成31年1月分以降用)
- 27 第8の2の2表の付表3 (平成31年1月分以降用)
- 28 第8の3表 (平成31年1月分以降用)
- 29 第8の3表の付表 (平成31年1月分以降用)
- 30 第8の4表 (平成31年1月分以降用)
- 31 第8の4表の付表 (平成31年1月分以降用)
- 32 第8の5表 (平成31年4月分以降用)

- 33 第8の5表の付表（平成31年4月分以降用）
- 34 第8の6表（平成31年1月分以降用）
- 35 第8の6表の付表1（令和2年分以降用）
- 36 第8の6表の付表2（令和2年分以降用）
- 37 第8の6表の付表2の2（令和2年分以降用）
- 38 第8の6表の付表3（令和2年分以降用）
- 39 第8の6表の付表4（平成31年1月分以降用）
- 40 第8の7表（平成31年1月分以降用）
- 41 第8の8表（平成31年1月分以降用）
- 42 第9表（平成21年4月分以降用）
- 43 第10表（平成21年4月分以降用）
- 44 第11表（令和2年4月分以降用）
- 45 第11の2表（令和2年4月分以降用）
- 46 第11・11の2表の付表1（令和2年4月分以降用）
- 47 第11・11の2表の付表1（続）（令和2年4月分以降用）
- 48 第11・11の2表の付表1（別表1）（令和2年4月分以降用）
- 49 第11・11の2表の付表1（別表1の2）（令和2年4月分以降用）
- 50 第11・11の2表の付表1（別表2）（平成31年4月分以降用）
- 51 第11・11の2表の付表2（令和2年4月分以降用）
- 52 第11・11の2表の付表2の2（平成31年1月分以降用）
- 53 第11・11の2表の付表3（平成31年1月分以降用）
- 54 第11・11の2表の付表3の2（平成21年4月分以降用）
- 55 第11・11の2表の付表4（令和2年4月分以降用）
- 56 第11の3表（平成31年1月分以降用）
- 57 第12表（令和2年4月分以降用）
- 58 第13表（令和2年4月分以降用）
- 59 第14表（令和2年4月分以降用）
- 60 第15表（令和2年4月分以降用）
- 61 第15表（続）（令和2年4月分以降用）

(参考)

相続税の申告書の共同提出者の一人から開示請求があった
場合の開示に際してのマスクングの実施例

第1表の付表1 (開示請求者の記載がある場合)

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

第1表の付表1を引用して記載する場合は、

この書は、次の1から4の事項に掲げる事項が、被相続人について発生し、承継する 1 相続財産等(被相続人の死亡時における財産)の承継に係る事項、 2 相続税の申告書の提出、 3 相続税の納付、 4 相続税の控除等(被相続人の死亡時における財産)の控除等	
1 死亡した者の住所・氏名等	
2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額	納付すべき税額 還付される税額
3 相続人等の代表者の指定	
4 限定承認の有無	
11 住所 12 氏名 13 本人または法定代理人等 14 嫡子及び同順位相続人の 数等 15 出生年月日 16 法定相続分 17 相続税の納付額等 18 相続税の控除額等	(開示請求者) 対象外
19 納付すべき税額 20 還付される税額	対象外
21 相続税の納付額等 22 相続税の控除額等	対象外

空欄の場合には、マスキング
は行わないことに留意。

第1表の付表1（開示請求者の記載がない場合）

納税義務等の承継に係る明細書
（兼相続人の代表者指定届出書）

<p>1 死亡した者の住所・氏名等</p>		対象外	対象外	対象外
<p>2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額</p>		納付すべき税額 還付される税額	対象外	
<p>3 相続人等の代表者の指定</p>		相続人等 代表者の氏名	対象外	
<p>4 限定承認の有無</p>			対象外	
<p>5 相続人等に関する事項</p>		<p>対象外</p>		
<p>5-1 氏名</p>				
<p>5-2 氏名</p>				
<p>5-3 個人番号又は法人番号</p>				
<p>5-4 住所又は所在地（法人の場合は、代表者の住所又は所在地）</p>				
<p>5-5 生年月日</p>				
<p>5-6 電話番号</p>				
<p>5-7 相続開始の日</p>				
<p>5-8 相続開始の日</p>				
<p>5-9 相続開始の日</p>				
<p>6 相続すべき税額</p>		<p>対象外</p>		
<p>6-1 納付すべき税額</p>				
<p>6-2 還付される税額</p>		<p>対象外</p>		

空欄の場合には、マスキングは行わないことに留意。

第1表の付表2（開示請求者の記載がある場合）

還付される税額の受取場所		納付先																			
<p>この欄は、払戻額については、その納付先を記載する。この欄に「個人」又は「法人」の記載は、納付先が個人の所得又は法人の所得であることを示す。この欄に「個人」又は「法人」の記載がない場合は、この欄に「個人」又は「法人」の記載がある場合（第1表の受取先が「個人」又は「法人」である場合）は、この欄に「個人」又は「法人」の記載がある税額（個）金額の記載がある場合）に記入します。</p> <p>還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります）への振込みをご利用ください。</p> <p>なお、還付される税金の受取りは、次のとおりです。</p> <p>① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、必ず「銀行」欄に「銀行」を記載してください。</p> <p>② ゆうちょ銀行の貯金口座へ振込みを希望される場合は、「ゆうちょ」欄に記載してください。</p> <p>③ 振込する項目に記入してください。</p> <p>※ 振込先は預貯金口座（銀行、ゆうちょ銀行、郵便局）に限ります。また、振込先は必ず振込先を記載してください。</p>																					
種類	個人	銀行等の預貯金口座への振込みの旨を																			
氏名	対象外	対象外																			
種類	個人	銀行等の預貯金口座への振込みの旨を																			
氏名	(開示請求者)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会社種別</th> <th>業種</th> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>支店名</th> <th>口座種別</th> <th>口座番号</th> <th>口座名義</th> <th>振込先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		会社種別	業種	名称	住所	支店名	口座種別	口座番号	口座名義	振込先									
会社種別	業種	名称	住所	支店名	口座種別	口座番号	口座名義	振込先													
種類	個人	銀行等の預貯金口座への振込みの旨を																			
氏名	対象外	対象外																			
種類	個人	銀行等の預貯金口座への振込みの旨を																			
氏名	対象外	対象外																			

第1表の付表2（平成31年1月分以降適用）

空欄の場合には、マスキングは行わないことに留意。

第8の2表の付表1(開示請求者の記載がない場合)

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書(一般措置用)

第8の2表の付表1(平成30年1月分以降適用)

この明細書は、相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等について、相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書(一般措置用)として提出するものである。この明細書は、相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書(一般措置用)として提出するものである。この明細書は、相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書(一般措置用)として提出するものである。		相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書(一般措置用)	相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書(一般措置用)
1 対象非上場株式等に係る会社			
1 会社名		1 住所(都道府県、市町村、番地、ビル名等)	
2 会社の代表者(法人の場合は代表者名)		1 住所(都道府県、市町村、番地、ビル名等)	
3 事業種別		1 設立年月日	
4 明細書の作成が行った資本額(円)		1 発行済株式の総数(株)	
5 明細書が作成された時点の資本額(円)		1 発行済株式のうち、相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の数(株)	
6 明細書が作成された時点の発行済総数(株)		1 発行済株式のうち、相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の割合(%)	
2 対象非上場株式等の明細			
1 相続開始の時点で所有する非上場株式等の種類等	2 被相続人が相続税の納税猶予及び免除を受ける対象非上場株式等の種類等	3 相続開始の時点で所有する非上場株式等の種類等	4 相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の種類等
			A
3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度種)の計算			
この欄は、1 対象非上場株式等の明細書の記載に基づいて計算される限度数(限度種)の計算結果を示す欄である。			
1 各非上場株式等の数等のうち、相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の数等(以下「A」とする)	2 相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の数等(以下「B」とする)	3 1と2の積算(以下「C」とする)	4 1と2の積算(以下「D」とする)
4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項			
この欄は、被相続人非上場株式等の最初の相続開始時に所有する非上場株式等について、相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の数等のうち、相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の数等(以下「E」とする)が、相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の数等(以下「F」とする)に達しているかどうかを示す欄である。			
1 適用の種別	2 最初の非上場株式等	3 最初の非上場株式等の数等	4 最初の非上場株式等の数等
対象外			
5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書			
この欄は、相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の取得に際して、会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書(一般措置用)として提出するものである。この明細書は、相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の取得に際して、会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書(一般措置用)として提出するものである。この明細書は、相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の取得に際して、会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書(一般措置用)として提出するものである。			
1 取得年月日	2 種類	3 数量	4 取得価額(円)
対象外			
6 最初の非上場株式等について、相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の数等のうち、相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の数等(以下「G」とする)		7 最初の非上場株式等の数等(以下「H」とする)	
		対象外	
空欄の場合には、マスキングは行わないことに留意。			
		対象外	
対象外			

第8の2表の付表2（開示請求者の記載がある場合）

非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免状の適用を受ける対象非上場株式等の明細書
 非上場株式等の一覧を添付する書類に提出する際、開示請求者の記載がある場合は、開示請求者の氏名を記載する必要があります。

開示請求者		氏名		住所	
株式会社〇〇〇		〇〇〇		〇〇〇	
（開示請求者）					
1 対象非上場株式等に係る会社					
1-1 会社名		1-2 会社所在地		1-3 設立年月日	
〇〇株式会社		〇〇市〇〇区〇〇		〇〇年〇〇月〇〇日	
1-4 代表取締役		1-5 取締役会		1-6 監事	
〇〇		〇〇		〇〇	
2 対象非上場株式等の明細					
2-1 対象非上場株式等の種類					
2-2 対象非上場株式等の取得状況					
区分	取得年月日	取得割合	取得方法	取得価額	取得時点の取得割合
1 取得時点の取得割合が10%未満の株式等					
2 取得時点の取得割合が10%以上20%未満の株式等					
3 取得時点の取得割合が20%以上30%未満の株式等					
4 取得時点の取得割合が30%以上の株式等					
3 納税猶予及び免状の適用を受ける株式等の数等の概要（制度額）の計算					
3-1 対象非上場株式等の数等の概要					
3-2 納税猶予及び免状の適用を受ける株式等の数等の概要					
3-3 納税猶予及び免状の適用を受ける株式等の数等の概要					
4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免状等の適用に関する事項					
4-1 取得時点					
4-2 取得方法					
4-3 贈与者又は受贈者の氏名					
5 会社が親株出資又は贈与により取得した資本金の明細書					
5-1 資本金の取得状況					
5-2 資本金の取得状況					
5-3 資本金の取得状況					
5-4 資本金の取得状況					
5-5 資本金の取得状況					
5-6 資本金の取得状況					
5-7 資本金の取得状況					
5-8 資本金の取得状況					
5-9 資本金の取得状況					
5-10 資本金の取得状況					
5-11 資本金の取得状況					
5-12 資本金の取得状況					
5-13 資本金の取得状況					
5-14 資本金の取得状況					
5-15 資本金の取得状況					
5-16 資本金の取得状況					
5-17 資本金の取得状況					
5-18 資本金の取得状況					
5-19 資本金の取得状況					
5-20 資本金の取得状況					
5-21 資本金の取得状況					
5-22 資本金の取得状況					
5-23 資本金の取得状況					
5-24 資本金の取得状況					
5-25 資本金の取得状況					
5-26 資本金の取得状況					
5-27 資本金の取得状況					
5-28 資本金の取得状況					
5-29 資本金の取得状況					
5-30 資本金の取得状況					
5-31 資本金の取得状況					
5-32 資本金の取得状況					
5-33 資本金の取得状況					
5-34 資本金の取得状況					
5-35 資本金の取得状況					
5-36 資本金の取得状況					
5-37 資本金の取得状況					
5-38 資本金の取得状況					
5-39 資本金の取得状況					
5-40 資本金の取得状況					
5-41 資本金の取得状況					
5-42 資本金の取得状況					
5-43 資本金の取得状況					
5-44 資本金の取得状況					
5-45 資本金の取得状況					
5-46 資本金の取得状況					
5-47 資本金の取得状況					
5-48 資本金の取得状況					
5-49 資本金の取得状況					
5-50 資本金の取得状況					
5-51 資本金の取得状況					
5-52 資本金の取得状況					
5-53 資本金の取得状況					
5-54 資本金の取得状況					
5-55 資本金の取得状況					
5-56 資本金の取得状況					
5-57 資本金の取得状況					
5-58 資本金の取得状況					
5-59 資本金の取得状況					
5-60 資本金の取得状況					
5-61 資本金の取得状況					
5-62 資本金の取得状況					
5-63 資本金の取得状況					
5-64 資本金の取得状況					
5-65 資本金の取得状況					
5-66 資本金の取得状況					
5-67 資本金の取得状況					
5-68 資本金の取得状況					
5-69 資本金の取得状況					
5-70 資本金の取得状況					
5-71 資本金の取得状況					
5-72 資本金の取得状況					
5-73 資本金の取得状況					
5-74 資本金の取得状況					
5-75 資本金の取得状況					
5-76 資本金の取得状況					
5-77 資本金の取得状況					
5-78 資本金の取得状況					
5-79 資本金の取得状況					
5-80 資本金の取得状況					
5-81 資本金の取得状況					
5-82 資本金の取得状況					
5-83 資本金の取得状況					
5-84 資本金の取得状況					
5-85 資本金の取得状況					
5-86 資本金の取得状況					
5-87 資本金の取得状況					
5-88 資本金の取得状況					
5-89 資本金の取得状況					
5-90 資本金の取得状況					
5-91 資本金の取得状況					
5-92 資本金の取得状況					
5-93 資本金の取得状況					
5-94 資本金の取得状況					
5-95 資本金の取得状況					
5-96 資本金の取得状況					
5-97 資本金の取得状況					
5-98 資本金の取得状況					
5-99 資本金の取得状況					
5-100 資本金の取得状況					

空欄の場合には、マスキングは行わないことに留意。

対象外

第8の2表の付表3 (開示請求者の記載がある場合)

非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象相続非上場株式等の明細書(一般措置用)

この明細書は、相続税の申告書に添付して、相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象相続非上場株式等の明細書(一般措置用)として提出するものである。		納税請求者		(開示請求者)	
1 対象相続非上場株式等に係る会社					
1-1 会社名	1-2 代表取締役	1-3 住所	1-4 設立年月日	1-5 業種	1-6 業態
1-7 会社概要	1-8 会社概要(株主名簿記載事項)				
2 対象相続非上場株式等の明細書					
2-1 相続人	2-2 取得した株式の取得日	2-3 取得した株式の取得価額	2-4 取得した株式の取得割合	2-5 取得した株式の取得方法	2-6 取得した株式の取得場所
3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度額(限度額)の計算					
3-1 相続税の納税猶予を受ける株式等の数等の限度額(限度額)	3-2 相続税の免除を受ける株式等の数等の限度額(限度額)	3-3 納税猶予及び免除を受ける株式等の数等の限度額(限度額)	3-4 納税猶予及び免除を受ける株式等の数等の限度額(限度額)	3-5 納税猶予及び免除を受ける株式等の数等の限度額(限度額)	3-6 納税猶予及び免除を受ける株式等の数等の限度額(限度額)
4 最初の非上場株式会社等についての納税猶予及び免除等の適用に関する事項					
4-1 最初の非上場株式会社等の名称	4-2 最初の非上場株式会社等の住所	4-3 最初の非上場株式会社等の業種	4-4 最初の非上場株式会社等の業態	4-5 最初の非上場株式会社等の設立年月日	4-6 最初の非上場株式会社等の取得日
5 備考					
6 対象外					

第8の2表の付表3 (開示請求者の記載がある場合)

空欄の場合には、マスキングは行わないことに留意。

第8の2の2表の付表1（開示請求者の記載がない場合）

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書（特例措置用）

第8の2の2表の付表1「非上場株式等」特例措置用

<p>この明細書は、相続税の納税猶予及び免除の特例の対象となる非上場株式等について、相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書（特例措置用）として作成するものとする。</p>										
1 特例対象非上場株式等に係る会社										
1 会社名		2 住所	3 代表取締役	4 設立年月日	5 業種	6 業況	7 親族	8 備考	9 特例措置の適用状況	10 備考
11 相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の取得年月日		12 取得金額	13 取得割合	14 取得者の氏名	15 取得者の住所	16 取得者の職業	17 取得者の年齢	18 取得者の性別	19 取得者の婚姻状況	20 取得者の備考
2 特例対象非上場株式等の種類										
1 株式の種類	2 株式の額面	3 株式の取得額	4 株式の取得割合	5 株式の取得者の氏名	6 株式の取得者の住所	7 株式の取得者の職業	8 株式の取得者の年齢	9 株式の取得者の性別	10 株式の取得者の婚姻状況	11 株式の取得者の備考
3 最初の非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項										
<p>この欄は、特例措置の対象となる非上場株式等について、最初の非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等に係る会社（非上場株式等）の最初の非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の取得年月日、取得金額、取得割合、取得者の氏名、取得者の住所、取得者の職業、取得者の年齢、取得者の性別、取得者の婚姻状況、取得者の備考等について記入する。</p>										
対象外										
4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書										
1 取得年月日	2 取得金額	3 取得割合	4 取得者の氏名	5 取得者の住所	6 取得者の職業	7 取得者の年齢	8 取得者の性別	9 取得者の婚姻状況	10 取得者の備考	
対象外										
5 相続税の納税猶予及び免除の特例の対象となる非上場株式等の取得年月日										
6 取得金額										
7 取得割合										
8 取得者の氏名										
9 取得者の住所										
10 取得者の職業										
11 取得者の年齢										
12 取得者の性別										
13 取得者の婚姻状況										
14 取得者の備考										
対象外										
対象外										
対象外										
対象外										
対象外										
対象外										

空欄の場合には、マスキングは行わないことに留意。

第8の4表の付表

医療法人の持分の明細書・基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書

<p>医療法人の持分の明細</p> <p>1 医療法人の持分に関する事項</p> <p>この欄は、医療法人の持分に関する事項を記載する欄です。</p>			
1-1 医療法人の名称	住所	代表者	代表者の住所
1-2 持分の取得年月日			
1-3 取得した持分の割合			
<p>この欄は、1の医療法人の持分について、基礎控除の特典が認められるかどうかを記載する欄です。基礎控除の特典が認められる場合は、「はい」と記載し、そうでない場合は「いいえ」と記載してください。また、基礎控除の特典が認められる場合は、その理由を記載してください。</p>			
<p>2 医療法人の持分の明細</p> <p>この欄は、医療法人の持分に関する事項を記載する欄です。</p>			
2-1 相続又は譲渡により取得した持分	取得した持分の割合	取得した持分の金額	取得した持分の税額
<p>この欄は、医療法人の持分に関する事項を記載する欄です。</p>			
<p>基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細</p> <p>1 医療法人の持分に関する事項</p> <p>この欄は、基金拠出型医療法人への基金を拠出した場合の医療法人持分に関する事項を記載する欄です。</p>			
1-1 基金拠出型医療法人の名称	住所	代表者	代表者の住所
1-2 基金拠出の年月日			
1-3 基金拠出の金額			
<p>2 基金拠出型医療法人へ移行をずる医療法人の持分の明細</p> <p>この欄は、基金拠出型医療法人への基金を拠出した場合の医療法人持分に関する事項を記載する欄です。</p>			
2-1 相続又は譲渡の取得した持分	取得した持分の割合	取得した持分の金額	取得した持分の税額
2-2 基金拠出の直前の持分	取得した持分の割合	取得した持分の金額	取得した持分の税額
<p>3 医療法人持分税額控除額（放棄相当税額）の計算</p> <p>この欄は、医療法人持分税額控除額（放棄相当税額）の計算に関する事項を記載する欄です。</p>			
3-1 医療法人持分税額控除額			
3-2 放棄相当税額			
3-3 医療法人持分税額控除額			
3-4 医療法人持分税額控除額			
3-5 医療法人持分税額控除額			
3-6 医療法人持分税額控除額			
3-7 医療法人持分税額控除額			
3-8 医療法人持分税額控除額			
3-9 医療法人持分税額控除額			
3-10 医療法人持分税額控除額			
3-11 医療法人持分税額控除額			
3-12 医療法人持分税額控除額			
3-13 医療法人持分税額控除額			
3-14 医療法人持分税額控除額			
3-15 医療法人持分税額控除額			
3-16 医療法人持分税額控除額			
3-17 医療法人持分税額控除額			
3-18 医療法人持分税額控除額			
3-19 医療法人持分税額控除額			
3-20 医療法人持分税額控除額			
3-21 医療法人持分税額控除額			
3-22 医療法人持分税額控除額			
3-23 医療法人持分税額控除額			
3-24 医療法人持分税額控除額			
3-25 医療法人持分税額控除額			
3-26 医療法人持分税額控除額			
3-27 医療法人持分税額控除額			
3-28 医療法人持分税額控除額			
3-29 医療法人持分税額控除額			
3-30 医療法人持分税額控除額			
3-31 医療法人持分税額控除額			
3-32 医療法人持分税額控除額			
3-33 医療法人持分税額控除額			
3-34 医療法人持分税額控除額			
3-35 医療法人持分税額控除額			
3-36 医療法人持分税額控除額			
3-37 医療法人持分税額控除額			
3-38 医療法人持分税額控除額			
3-39 医療法人持分税額控除額			
3-40 医療法人持分税額控除額			
3-41 医療法人持分税額控除額			
3-42 医療法人持分税額控除額			
3-43 医療法人持分税額控除額			
3-44 医療法人持分税額控除額			
3-45 医療法人持分税額控除額			
3-46 医療法人持分税額控除額			
3-47 医療法人持分税額控除額			
3-48 医療法人持分税額控除額			
3-49 医療法人持分税額控除額			
3-50 医療法人持分税額控除額			
3-51 医療法人持分税額控除額			
3-52 医療法人持分税額控除額			
3-53 医療法人持分税額控除額			
3-54 医療法人持分税額控除額			
3-55 医療法人持分税額控除額			
3-56 医療法人持分税額控除額			
3-57 医療法人持分税額控除額			
3-58 医療法人持分税額控除額			
3-59 医療法人持分税額控除額			
3-60 医療法人持分税額控除額			
3-61 医療法人持分税額控除額			
3-62 医療法人持分税額控除額			
3-63 医療法人持分税額控除額			
3-64 医療法人持分税額控除額			
3-65 医療法人持分税額控除額			
3-66 医療法人持分税額控除額			
3-67 医療法人持分税額控除額			
3-68 医療法人持分税額控除額			
3-69 医療法人持分税額控除額			
3-70 医療法人持分税額控除額			
3-71 医療法人持分税額控除額			
3-72 医療法人持分税額控除額			
3-73 医療法人持分税額控除額			
3-74 医療法人持分税額控除額			
3-75 医療法人持分税額控除額			
3-76 医療法人持分税額控除額			
3-77 医療法人持分税額控除額			
3-78 医療法人持分税額控除額			
3-79 医療法人持分税額控除額			
3-80 医療法人持分税額控除額			
3-81 医療法人持分税額控除額			
3-82 医療法人持分税額控除額			
3-83 医療法人持分税額控除額			
3-84 医療法人持分税額控除額			
3-85 医療法人持分税額控除額			
3-86 医療法人持分税額控除額			
3-87 医療法人持分税額控除額			
3-88 医療法人持分税額控除額			
3-89 医療法人持分税額控除額			
3-90 医療法人持分税額控除額			
3-91 医療法人持分税額控除額			
3-92 医療法人持分税額控除額			
3-93 医療法人持分税額控除額			
3-94 医療法人持分税額控除額			
3-95 医療法人持分税額控除額			
3-96 医療法人持分税額控除額			
3-97 医療法人持分税額控除額			
3-98 医療法人持分税額控除額			
3-99 医療法人持分税額控除額			
3-100 医療法人持分税額控除額			

空欄の場合には、マスキングは行わないことに留意。

対象外

第8の4表の付表

第8の8表

納税猶予税額の内訳書

FD3571

第8の8表 (平成31年1月分以降用)

納税者		税務代理人	
<p>この内訳書は、次の相違税の特例の適用を受ける人が第1表の「納税猶予税額」欄に記載する金額の計算に当たって使用し、</p> <p>1 耕地等についての納税猶予及び免除等（租税特別措置法第70条の6第1項）</p> <p>2 非土間併式等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の3第1項）</p> <p>3 非土間併式等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項又は第70条の7の5第1項）</p> <p>4 山林についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の6第1項）</p> <p>5 医療法人の区分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）</p> <p>6 特定の美術館についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の7第1項）</p> <p>7 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）</p>			
<p>※ 整理番号</p>		<p>氏名 (開示請求者)</p>	
<p>仮地等納税猶予税額 (第8表2の7)</p>	対象外	<p>00</p>	
<p>非土間併式等納税猶予税額 (第8の2表2A)</p>		<p>00</p>	
<p>非例非土間併式等納税猶予税額 (第8の2表2B)</p>		<p>00</p>	
<p>山林納税猶予税額 (第8の2表2C)</p>		<p>00</p>	
<p>医療法人区分納税猶予税額 (第8の1表2A)</p>		<p>00</p>	
<p>特定美術館納税猶予税額 (第8の3表2A)</p>		<p>00</p>	
<p>事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)</p>		<p>00</p>	
<p>合計 (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7)</p>		<p>00</p>	
<p>※ 整理番号</p>		<p>氏名</p>	
<p>仮地等納税猶予税額 (第8表2の7)</p>	対象外	対象外	
<p>非土間併式等納税猶予税額 (第8の2表2A)</p>			
<p>非例非土間併式等納税猶予税額 (第8の2表2B)</p>			
<p>山林納税猶予税額 (第8の2表2C)</p>			
<p>医療法人区分納税猶予税額 (第8の1表2A)</p>			
<p>特定美術館納税猶予税額 (第8の3表2A)</p>			
<p>事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)</p>			
<p>合計 (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7)</p>			
<p>注：1. 上記1～7の各欄又は医療法人の区分についての相違税の税額計算（租税特別措置法第70条の6の10第1項）に適用を受ける人が、この内訳書に記載する金額は、そのうち1～7の欄については、第8の7表の「納税猶予税額」欄に記載する金額と一致し、</p> <p>2. 個人の事業用資産を第1表の「個人の事業用資産」欄に記載する。</p>			

空欄の場合には、マスキングは行わないことに留意。

第15表・第15表続 (第15表続に開示請求者の記載がある場合)

相続財産の種類別価額表

FD3539

○この申告書は増補記載を取り扱っており、電子申告システムへの入力には対応していません。

種類	項目	数量	価額
不動産	家		
	土地		
	建物		
	家屋敷		
	宅地		
	山林		
	水		
	その他		
	計		
	その他		
動産	現金		
	債権		
	株券		
	債権証券		
	債権証券		
	債権証券		
	債権証券		
	債権証券		
	債権証券		
	債権証券		
その他	金		
	銀		
	銅		
	鉄		
	鋼		
	鉛		
	錫		
	鋅		
	銅		
	その他		
計			
合計			

対象外

空欄の場合には、マスキングは行わないことに留意。

対象外

記載の有無に関わらず開示することに留意。

第15表 (令和2年4月分以降用)

相続財産の種類別価額表(続)

FD3540

第15表(続) (令和2年4月分以降用)

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。
○この項目は記入するかどうかを判断してください。

相続財産の種類		価額	取得時期	取得場所	取得方法	取得時期	取得場所	取得方法
(開示請求者)								
1. 現金・預貯金等								
2. 債権								
3. 不動産								
4. 動産								
5. 有価証券								
6. 権利								
7. 債権								
8. 債権								
9. 債権								
10. 債権								
11. 債権								
12. 債権								
13. 債権								
14. 債権								
15. 債権								
16. 債権								
17. 債権								
18. 債権								
19. 債権								
20. 債権								
21. 債権								
22. 債権								
23. 債権								
24. 債権								
25. 債権								
26. 債権								
27. 債権								
28. 債権								
29. 債権								
30. 債権								
31. 債権								
32. 債権								
33. 債権								
34. 債権								
35. 債権								
36. 債権								
37. 債権								
38. 債権								
39. 債権								
40. 債権								
41. 債権								
42. 債権								
43. 債権								
44. 債権								
45. 債権								
46. 債権								
47. 債権								
48. 債権								
49. 債権								
50. 債権								
51. 債権								
52. 債権								
53. 債権								
54. 債権								
55. 債権								
56. 債権								
57. 債権								
58. 債権								
59. 債権								
60. 債権								
61. 債権								
62. 債権								
63. 債権								
64. 債権								
65. 債権								
66. 債権								
67. 債権								
68. 債権								
69. 債権								
70. 債権								
71. 債権								
72. 債権								
73. 債権								
74. 債権								
75. 債権								
76. 債権								
77. 債権								
78. 債権								
79. 債権								
80. 債権								
81. 債権								
82. 債権								
83. 債権								
84. 債権								
85. 債権								
86. 債権								
87. 債権								
88. 債権								
89. 債権								
90. 債権								
91. 債権								
92. 債権								
93. 債権								
94. 債権								
95. 債権								
96. 債権								
97. 債権								
98. 債権								
99. 債権								
100. 債権								
101. 債権								
102. 債権								
103. 債権								
104. 債権								
105. 債権								
106. 債権								
107. 債権								
108. 債権								
109. 債権								
110. 債権								
111. 債権								
112. 債権								
113. 債権								
114. 債権								
115. 債権								
116. 債権								
117. 債権								
118. 債権								
119. 債権								
120. 債権								
121. 債権								
122. 債権								
123. 債権								
124. 債権								
125. 債権								
126. 債権								
127. 債権								
128. 債権								
129. 債権								
130. 債権								
131. 債権								
132. 債権								
133. 債権								
134. 債権								
135. 債権								
136. 債権								
137. 債権								
138. 債権								
139. 債権								
140. 債権								
141. 債権								
142. 債権								
143. 債権								
144. 債権								
145. 債権								
146. 債権								
147. 債権								
148. 債権								
149. 債権								
150. 債権								
151. 債権								
152. 債権								
153. 債権								
154. 債権								
155. 債権								
156. 債権								
157. 債権								
158. 債権								
159. 債権								
160. 債権								
161. 債権								
162. 債権								
163. 債権								
164. 債権								
165. 債権								
166. 債権								
167. 債権								
168. 債権								
169. 債権								
170. 債権								
171. 債権								
172. 債権								
173. 債権								
174. 債権								
175. 債権								
176. 債権								
177. 債権								
178. 債権								
179. 債権								
180. 債権								
181. 債権								
182. 債権								
183. 債権								
184. 債権								
185. 債権								
186. 債権								
187. 債権								
188. 債権								
189. 債権								
190. 債権								
191. 債権								
192. 債権								
193. 債権								
194. 債権								
195. 債権								
196. 債権								
197. 債権								
198. 債権								
199. 債権								
200. 債権								
201. 債権								
202. 債権								
203. 債権								
204. 債権								
205. 債権								
206. 債権								
207. 債権								
208. 債権								
209. 債権								
210. 債権								
211. 債権								
212. 債権								
213. 債権								
214. 債権								
215. 債権								
216. 債権								
217. 債権								
218. 債権								
219. 債権								
220. 債権								
221. 債権								
222. 債権								
223. 債権								
224. 債権								
225. 債権								
226. 債権								
227. 債権								
228. 債権								
229. 債権								
230. 債権								
231. 債権								
232. 債権								
233. 債権								
234. 債権								
235. 債権								
236. 債権								
237. 債権								
238. 債権								
239. 債権								
240. 債権								
241. 債権								
242. 債権								
243. 債権								
244. 債権								
245. 債権								
246. 債権								
247. 債権								
248. 債権								
249. 債権								
250. 債権								
251. 債権								
252. 債権								
253. 債権								
254. 債権								
255. 債権								
256. 債権								
257. 債権								
258. 債権								
259. 債権								
260. 債権								
261. 債権								
262. 債権								
263. 債権								
264. 債権								
265. 債権								
266. 債権								
267. 債権								
268. 債権								
269. 債権								
270. 債権								
271. 債権								
272. 債権								
273. 債権								
274. 債権								
275. 債権								
276. 債権								
277. 債権								
278. 債権								
279. 債権								
280. 債権								
281. 債権								
282. 債権								
283. 債権								
284. 債権								
285. 債権								
286. 債権								
287. 債権								
288. 債権								
289. 債権								
290. 債権								
291. 債権								
292. 債権								
293. 債権								
294. 債権								
295. 債権								
296. 債権								
297. 債権								
298. 債権								
299. 債権								
300. 債権								
301. 債権								
302. 債権								
303. 債権								
304. 債権								
305. 債権								
306. 債権								
307. 債権								
308. 債権								
309. 債権								
310. 債権								
311. 債権								
312. 債権								
313. 債権								
314. 債権								
315. 債権								
316. 債権								
317. 債権								
318. 債権								
319. 債権								
320. 債権								
321. 債権								
322. 債権								
323. 債権								
324. 債権								
325. 債権								
326. 債権								
327. 債権								
328. 債権								
329. 債権								
330. 債権								
331. 債権								
332. 債権								
333. 債権								
334. 債権								
335. 債権								
336. 債権								
337. 債権								
338. 債権								
339. 債権								
340. 債権								
341. 債権								
342. 債権								
343. 債権								
344. 債権								
345. 債権								
346. 債権								
347. 債権								
348. 債権								
349. 債権								
350. 債権								
351. 債権								
352. 債権								
353. 債権								
354. 債権								
355. 債権								
356. 債権								
357. 債権								
358. 債権								
359. 債権								
360. 債権								
361. 債権								
362. 債権								
363. 債権								
364. 債権								
365. 債権								
366. 債権								
367. 債権								
368. 債権								
369. 債権								
370. 債権								
371. 債権								
372. 債権								
373. 債権								
374. 債権								
375. 債権								
376. 債権								
377. 債権								
378. 債権								
379. 債権								
380. 債権								
381. 債権								
382. 債権								
383. 債権								
384. 債権								
385. 債権								
386. 債権								
387. 債権								
388. 債権								
389. 債権								
390. 債権								
391. 債権								
392. 債権								
393. 債権								
394. 債権								
395. 債権								
396. 債権								
397. 債権								
398. 債権								
399. 債権								
400. 債権								
401. 債権								
402. 債権								
403. 債権								
404. 債権								
405. 債権								
406. 債権								
407. 債権								
408. 債権								
409. 債権								
410. 債権								
411. 債権								
412. 債権								
413. 債権								
414. 債権								
415. 債権								
416. 債権								
417. 債権								
418. 債権								
419. 債権								
420. 債権								
421. 債権								
422. 債権								
423. 債権								
424. 債権								
425. 債権								
426. 債権								
427. 債権								
428. 債権								
429. 債権								
430. 債権								
431. 債権								
432. 債権								
433. 債権								
434. 債権								
435. 債権								
436. 債権								
437. 債権								
438. 債権								
439. 債権								
440. 債権								
441. 債権								
442. 債権								
443. 債権								
444. 債権								
445. 債権								
446. 債権								
447. 債権								
448. 債権								
449. 債権								
450. 債権								
451. 債権								
452. 債権								
453. 債権								
454. 債権								
455. 債権								
456. 債権								
457. 債権								
458. 債権								
459. 債権								
460. 債権								
461. 債権								
462. 債権								
463. 債権								
464. 債権								
465. 債権								
466. 債権								
467. 債権								
468. 債権								
469. 債権								
470. 債権								
471. 債権								
472. 債権								
473. 債権								
474. 債権								
475. 債権								
476. 債権								
477. 債権								
478. 債権								
479. 債権								
480. 債権								
481. 債権								
482. 債権								
483. 債権								
484. 債権								
485. 債権								
486. 債権								
487. 債権								
488. 債権								
489. 債権								
490. 債権								
491. 債権								
492. 債権								
493. 債権								
494. 債権								
495. 債権								
496. 債権								
497. 債権								
498. 債権								
499. 債権								
500. 債権								
501. 債権								
502. 債権								
503. 債権								
504. 債権								
505. 債権								
506. 債権								
507. 債権								
508. 債権								
509. 債権								
510. 債権								
511. 債権								
512. 債権								
513. 債権								
514. 債権								
515. 債権								
516. 債権								
517. 債権								
518. 債権								
519. 債権								
520. 債権								
521. 債権								
522. 債権								
523. 債権								
524. 債権								
525. 債権								
526. 債権								
527. 債権								